# 水道の使用を開始されるみなさまへ

上市町の水道事業は、利用者のみなさまより頂いている水道料金で運営しております。

☞水道料金の計算式は次のとおりです。

水道料金＝（基本料金 1,400 円＋超過料金＋メーター使用料）×消費税（10%）

・基本料金は使用水量が 10 ㎥までの定額の料金で、水量は 0 ㎥であってもかかります。
　一般用：1,400 円（税抜）/月

・メーター使用料は口径によって異なります（検針票に記載されています）。
　（例）口径 20 ミリメートル：140 円（税抜）/月

・10 ㎥より多く使用した場合は、超過料金がかかります。
　（例）ひと月に 25 ㎥を使用された場合（口径 20 ミリ）

| 基本料金 10 ㎥まで ＋ 超過料金 ＋ メーター使用料 | ×消費税 ＝水道料金 |
|---|---|
| （超過量×140 円/㎥） | |
| 1,400 円 ＋（15 ㎥×140 円）＋140 円 | ×1.1 ＝4,004 円 |

※料金表をご参照ください。

・水道の開始に際し、開栓手数料 **1,000 円**をお支払い願います（新設は除く）。

☞上下水道料金のお支払いは口座振替が便利です。

・使用月の翌月に水道料金を請求いたします。
・振替日は原則、毎月の月末（月末が土日祝の場合は、翌営業日）です。
・月末に口座振替で引き落としが出来なかった場合は、翌月の 15 日に再振替させていただきます。（15 日が土日祝の場合は前営業日となりますのでご注意ください）。
　なお、下水道使用料金は別途となっておりますのでご了承願います。

☞上市町では、毎月 23 日～月末に検針を行っています。

・使用水量や料金につきましては、「上下水道料金のお知らせ兼領収書」で毎月検針時にお知らせしております。メーターボックス上が植栽に覆われていたり物などが置かれている場合、正しい検針ができませんので、メーターボックス周辺の環境整備にご理解とご協力をお願いいたします。

☞次の場合、給水を停止したり、過料を科する場合がありますのでご注意ください。

・水道料金や使用料、手数料などを期日までにお支払いいただけない場合
・正当な理由なく検針を拒んだり、妨害するなどの行為があった場合

☆下水道は、お客様のお住まいの地区によって、上市町が管理するエリアと中新川広域行政事務組合が管理するエリアとに分かれています。詳しくは下記へお問い合わせください。

上下水道に関するお問い合わせは
〒930-0393　富山県中新川郡上市町法音寺 1 番地
　　上市町　建設課　上下水道班
電話　076-472-4646　FAX　076-472-3902